

外国免許の切替え手続き

1 学科・技能試験の一部が免除になる人

- (1) 外国の行政庁が発行した運転免許証を持っていること。
国際運転免許証では手続きできません。
- (2) 外国の運転免許を取得してから、その国に通算3か月以上滞在していたこと。
観光旅行等の際に外国の運転免許を受けて帰国しても、通算3か月以上滞在していない場合は免除になりません。
- (3) 外国の運転免許証の有効期限を過ぎていないこと。
国によって有効期間が違います。有効期限を過ぎて申請しても免除になりません。
- (4) 書類審査、適性試験(視力等)、道路の交通の方法・運転の知識、自動車等の運転に関する技能についての審査に合格した場合に限って、日本の運転免許に切替えができます。
※ 愛媛県内に住所のある方に限ります。

2 受付

火曜または金曜（祝日を除く）のAM9：00またはPM2：00

事前に予約が必要です。

電話または窓口で予約をしてください。（土、日、祝休日、12/29～1/3は、閉庁日です。）

特例国の免許証を保有している方

書類審査と適性試験（視力等）に合格すれば日本の運転免許に切替えができます。

1 学科と技能試験が免除

1 アイスランド、2 アイルランド、3 アメリカ合衆国（オハイオ州、バージニア州、ハワイ州、メリーランド州及びワシントン州に限る。）、4 イギリス、5 イタリア、6 オーストラリア、7 オーストリア 8 オランダ、9 カナダ、10 韓国、11 ギリシャ、12 スイス、13 スウェーデン、14 スペイン、15 スロベニア、16 チェコ、17 デンマーク、18 ドイツ、19 ニュージーランド 20 ノルウェー、21 ハンガリー、22 フィンランド、23 フランス、24 ベルギー、25 ポルトガル、26 モナコ、27 ルクセンブルク、28 台湾、29 ポーランド 以上29カ国等

2 技能試験のみが免除

アメリカ合衆国（インディアナ州に限る）

特例国以外の国の免許証を保有している方

書類審査、後日、適性試験（視力等）、交通の方法・知識等についての学科審査、技能審査を受けていただきます。

3 必要なもの

- (1) 申請書（免許センターで準備します）
- (2) 申請用写真（申請免許数により、写真も複数枚必要）
縦3cm×横2.4cm、6ヶ月以内に撮影したもの
- (3) 住民票1通（本籍、国籍又は地域を記載のもの）
既に日本の運転免許をお持ちの方は**運転免許証**
※ マイナンバー省略の住民票をご用意ください。個人番号が記載された住民票を提出される方は、ご本人に個人番号を黒く塗りつぶしていただきます。
- (4) 在留カード（外国人の場合）
- (5) パスポート（免許取得後、発給国で通算3ヶ月以上滞在していることが確認できるもの）
出入国のスタンプがなく、滞在期間の確認ができない場合は受理できません。
古いパスポートや航空券等の滞在期間を証明できるものがあれば全て持参してください。

- ※ 旅券で確認できない場合は、その他書類が必要です。お問い合わせください。
- ※ 旅券の出入国の記録の説明を求めますのでペーパー等で整理をしておいてください。
また自国の入国管理をしている行政庁が出入国履歴の証明書を発行している国については
出入国履歴証明書を提出すれば出入国の確認がスムーズに行えます。

(6) 外国の運転免許証

- ※ 交付年月日または取得年月日のないものは、それが分かる書類を当該国から取り寄せて下さい。
- ※ 申請免許以外の国の運転免許証をお持ちの方は、一緒に持参してください。
- ※ 外国免許に付随する書類、運転免許取得証明等があれば持参してください。
例) フィリピンのオフィシャルレシート、LTO 発行の証明書

(7) 国際運転免許証（お持ちの方）

(8) 外国の運転免許証の翻訳文

翻訳は

- 運転免許証を発給した外国の行政庁、当該外国の領事機関
- 台湾は、台湾日本交流協会（台湾の免許事務機関の翻訳文は可）
- 公安委員会が認めたもの、及び公安委員会が指定したもの
 - 1 松山市南江戸5丁目15-32 日本自動車連盟（JAF）愛媛支部
(Tel089-925-8668)

2 ジップラス株式会社

ジップラス株式会社はWEBサービス限定であるため、ご自身でご確認ください。
(翻訳サービスに対応できる国に制限があります。)

でおこなっています。(有料)

(9) 手数料

申請手数料

普通一種	2,550円
大型一種、中型一種、準中型	4,100円
その他	2,600円

交付手数料 2,050円

その他試験車使用料等、申請免許の種別・申請免許数により異なります。

(10) 日本語が話せない人は、通訳の方と一緒に来てください。

(11) 期限が切れた日本の運転免許証（お持ちの方）

4 手続きの流れ

特例国（知識及び技能の確認免除）

審査※1 ⇒ 申請書作成 ⇒ 受付 ⇒ 適性試験 ⇒ 写真撮影 ⇒ 免許証交付

特例国以外の国

審査※1 ⇒ 申請書作成 ⇒ 受付（後日予約制） ⇒ 適性試験 ⇒ 知識の確認（学科審査）※2 ⇒ 合格 ⇒ 技能審査 ⇒ 合格 ⇒ 写真撮影 ⇒ 免許証交付

※1 審査の結果、受理できない場合もあります。

※2 知識の確認は、筆記の正誤式で10問中7問以上の正解で合格です。

知識の確認の対応言語は、英語、スペイン語、ペルシャ語、ポルトガル語、ロシア語、韓国語、中国語、タイ語、タガログ語、ベトナム語の10カ国語です。

適性試験等は後日行います。

記載内容に変更等がある場合があります。詳細は電話で確認をしてください。

松山市勝岡町1163-7 愛媛県運転免許センター

Tel089-934-0110

代表が出ますので「外国免許の切替」とお伝え下さい。